

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後	現行
<p data-bbox="347 547 896 571"><b>農林水産部（水産林務関係）</b></p> <p data-bbox="387 612 878 636">工事施工管理基準</p> <p data-bbox="387 678 878 702">工事施工管理実施要領</p> <p data-bbox="495 1166 775 1219">福岡県農林水産部 令和4年10月</p>	<p data-bbox="1312 547 1861 571"><b>農林水産部（水産林務関係）</b></p> <p data-bbox="1352 612 1843 636">工事施工管理基準</p> <p data-bbox="1352 678 1843 702">工事施工管理実施要領</p> <p data-bbox="1460 1166 1740 1219">福岡県農林水産部 令和3年7月</p>

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改 正 後	現 行
目 次	目 次
福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準 ..... 1	福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準 ..... 1
[1] 出来形管理基準 ..... 2	[1] 出来形管理基準 ..... 2
1 共通工 ..... 3	1 共通工 ..... 3
2 水産工 ..... 12	2 水産工 ..... 9
3 漁港工 ..... 13	3 漁港工 ..... 10
4 治山工 ..... 14	4 治山工 ..... 11
5 道路工 ..... 22	5 道路工 ..... 19
6 森林整備 ..... 48	6 森林整備 ..... 39
[2] 品質管理基準 ..... 51	[2] 品質管理基準 ..... 42
1 品質管理基準・規格値 ..... 52	1 品質管理基準・規格値 ..... 43
2 レディーミクストコンクリートの品質確保について ..... 99	2 レディーミクストコンクリートの品質確保について ..... 90
【レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)】	【レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)】
3 コンクリート二次製品(JIS製品以外)の規格・材料検査 ..... 103	3 コンクリート二次製品(JIS製品以外)の規格・材料検査 ..... 94
4 鋼材の規格・材料検査 ..... 104	4 鋼材の規格・材料検査 ..... 95
5 公的試験機関での品質管理試験の実施について ..... 105	5 公的試験機関での品質管理試験の実施について ..... 96
[3] 写真管理基準 ..... 108	[3] 写真管理基準 ..... 99
【別表】写真撮影要領 ..... 110	【別表】写真撮影要領 ..... 101
1 工事写真分類別撮影要領 ..... 110	1 工事写真分類別撮影要領 ..... 101
2 工種別撮影要領 ..... 112	2 工種別撮影要領 ..... 103
(1) 共通工事 ..... 112	(1) 共通工事 ..... 103
(2) 治山溪間工事 ..... 119	(2) 治山溪間工事 ..... 110
(3) 治山山腹工事 ..... 121	(3) 治山山腹工事 ..... 112
(4) 道路工事 ..... 122	(4) 道路工事 ..... 113
(5) 森林整備工事 ..... 126	(5) 森林整備工事 ..... 117
3 品質管理写真要領 ..... 127	3 品質管理写真要領 ..... 118
福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領 ..... 130	福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領 ..... 121
1. 総則 ..... 130	1. 総則 ..... 121
2. 適用 ..... 130	2. 適用 ..... 121
3. 施工管理 ..... 130	3. 施工管理 ..... 121
(1) 管理の方法 ..... 130	(1) 管理の方法 ..... 121
(2) 記録の方法 ..... 130	(2) 記録の方法 ..... 121
(3) 施工管理記録様式について ..... 131	(3) 施工管理記録様式について ..... 122

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改 正 後	現 行
1) 施工計画書(様式1) ..... 1 3 1	1) 施工計画書(様式1) ..... 1 2 3
2) 材料検収簿(様式2) ..... 1 3 2	2) 材料検収簿(様式2) ..... 1 2 3
3) 品質管理表(様式3) ..... 1 3 2	3) 品質管理表(様式3) ..... 1 2 3
4) 出来形管理表(様式4) ..... 1 3 2	4) 出来形管理表(様式4) ..... 1 2 3
5) 工事アルバム表紙(様式5) ..... 1 3 2	5) 工事アルバム表紙(様式5) ..... 1 2 3
6) 工事打合せ(様式6) ..... 1 3 2	6) 工事打合せ(様式6) ..... 1 2 3
7) 工事しゅん工検査資料一覧表(様式7) ..... 1 3 2	7) 工事しゅん工検査資料一覧表(様式7) ..... 1 2 3
(4) その他 ..... 1 3 2	(4) その他 ..... 1 2 3
4. 施工体制	4. 施工体制
(1) 主任(監理)技術者等 ..... 1 3 3	(1) 主任(監理)技術者等 ..... 1 2 4
(参考)技術者選任フロー図 ..... 1 3 5	(参考)技術者選任フロー図 ..... 1 2 6
(2) 施工体制台帳及び施工体系図 ..... 1 3 7	(2) 施工体制台帳及び施工体系図 ..... 1 2 8
(3) 腕章の着用 ..... 1 3 8	(3) 腕章の着用 ..... 1 2 9
(4) 工事現場に掲げる標識 ..... 1 3 9	(4) 工事現場に掲げる標識 ..... 1 3 0
5. 施工管理記録様式	5. 施工管理記録様式
1) 施工計画書(様式1)	1) 施工計画書(様式1)
・表紙 ..... 1 4 0	・表紙 ..... 1 3 1
・目次 ..... 1 4 1	・目次 ..... 1 3 2
1-(1) ①②工事概要・現場組織表 ..... 1 4 2	1-(1) ①②工事概要・現場組織表 ..... 1 3 3
1-(2) ④⑤主要機械・主要資材一覧表 ..... 1 4 3	1-(2) ④⑤主要機械・主要資材一覧表 ..... 1 3 4
1-(3) ⑥工事施工計画表 ..... 1 4 4	1-(3) ⑥工事施工計画表 ..... 1 3 5
1-(4) ⑦施工管理計画 ..... 1 4 5	1-(4) ⑦施工管理計画 ..... 1 3 6
1-(5) ⑧緊急時の体制 ..... 1 4 6	1-(5) ⑧緊急時の体制 ..... 1 3 7
1-(6) ⑩安全管理計画 ..... 1 4 7	1-(6) ⑩安全管理計画 ..... 1 3 8
1-(7) ・土石流災害防止対策 ..... 1 4 8	1-(7) ・土石流災害防止対策 ..... 1 3 9
2) 材料検収簿(様式2)	2) 材料検収簿(様式2)
・表紙 ..... 1 4 9	・表紙 ..... 1 4 0
2-(1) 使用材料総括一覧表 ..... 1 5 0	2-(1) 使用材料総括一覧表 ..... 1 4 1
3) 品質管理表(様式3)	3) 品質管理表(様式3)
・表紙 ..... 1 5 1	・表紙 ..... 1 4 2
3-(1) 品質管理総括表 ..... 1 5 2	3-(1) 品質管理総括表 ..... 1 4 3
・品質管理総括表(記入例) ..... 1 5 3	・品質管理総括表(記入例) ..... 1 4 4
3-(2) コンクリート試験結果表 ..... 1 5 4	3-(2) コンクリート試験結果表 ..... 1 4 5

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改 正 後	現 行
3-(3) コンクリート圧縮強度試験結果一覧表 ..... 155	3-(3) コンクリート圧縮強度試験結果一覧表 ..... 146
3-(4) シュミット・テストハンマー成果表 ..... 156	3-(4) シュミット・テストハンマー成果表 ..... 147
・シュミット・テストハンマー早見表 ..... 157	・シュミット・テストハンマー早見表 ..... 148
3-(5) 道路工品質管理一覧表 ..... 158	3-(5) 舗装品質管理一覧表 ..... 149
4) 出来形管理表(様式4)	4) 出来形管理表(様式4)
・表紙 ..... 159	・表紙 ..... 150
4-(1) 出来形管理総括表 ..... 160	4-(1) 出来形管理総括表 ..... 151
・出来形管理総括表(記入例) ..... 161	・出来形管理総括表(記入例) ..... 152
4-(2) 構造物管理表 ..... 162	4-(2) 構造物管理表 ..... 153
4-(3) 平面管理表 ..... 163	4-(3) 平面管理表 ..... 154
4-(4) 測点間距離・縦断管理表 ..... 164	4-(4) 測点間距離・縦断管理表 ..... 155
4-(5) 切取・盛土法面管理表 ..... 165	4-(5) 切取・盛土法面管理表 ..... 156
4-(6) 基準高等(表層工・路盤工・路床工)管理表 ..... 166	4-(6) 基準高等(表層工・路盤工・路床工)管理表 ..... 157
4-(7) 幅員等(表層工・路盤工・路床工)管理表 ..... 167	4-(7) 幅員等(表層工・路盤工・路床工)管理表 ..... 158
4-(8) 平面面積管理表(森林整備) ..... 168	4-(8) 平面面積管理表(森林整備) ..... 159
4-(9) 植付本数管理表 ..... 169	4-(9) 植付本数管理表 ..... 160
4-(10) 植栽工出来形管理表 ..... 170	4-(10) 植栽工出来形管理表 ..... 161
4-(11) 構造物管理表(森林整備) ..... 171	4-(11) 構造物管理表(森林整備) ..... 162
4-(12) 作業路、作業歩道管理表 ..... 172	4-(12) 作業路、作業歩道管理表 ..... 163
4-(13) 防火線管理表 ..... 173	4-(13) 防火線管理表 ..... 164
4-(14) 本数調整伐、枝落とし管理表 ..... 174	4-(14) 本数調整伐、枝落とし管理表 ..... 165
4-(15) 植栽木規格管理表(大・中・小苗木) ..... 175	4-(15) 植栽木規格管理表(大・中・小苗木) ..... 166
4-(16) 植栽木規格管理表(植栽木A・B) ..... 176	4-(16) 植栽木規格管理表(植栽木A・B) ..... 167
4-(17) 樹木植栽管理表 ..... 177	4-(17) 樹木植栽管理表 ..... 168
5) 工事アルバム表紙(様式5) ..... 178	5) 工事アルバム表紙(様式5) ..... 169
6) 工事打合書(様式6) ..... 179	6) 工事打合書(様式6) ..... 170
7) 工事しゅん工検査資料一覧表(様式7) ..... 180	7) 工事しゅん工検査資料一覧表(様式7) ..... 171

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改 正 後	現 行
<p>[改定の経緯]</p> <p>(1) 昭和60年 2月18日 制 定</p> <p>(2) 昭和63年 8月23日 改 定</p> <p>(3) 平成 8年 4月 1日 改 定</p> <p>(4) 平成14年10月 1日 改 定</p> <p>(5) 平成19年 4月 1日 改 定</p> <p>(6) 平成22年 4月 1日 改 定</p> <p>(7) 平成22年 6月 1日 改 定</p> <p>(8) 平成23年 2月 1日 改 定</p> <p>(9) 平成26年 4月 1日 改 定</p> <p>(10) 平成29年 4月 1日 改 定</p> <p>(11) 平成30年12月 1日 改 定</p> <p>(12) 令和 元年 7月17日 改 定</p> <p>(13) 令和 2年 4月27日 改 定</p> <p>(14) 令和 3年 7月 1日 改 定</p> <p>(15) 令和 4年10月 1日 改 定</p>	<p>[改定の経緯]</p> <p>(1) 昭和60年 2月18日 制 定</p> <p>(2) 昭和63年 8月23日 改 定</p> <p>(3) 平成 8年 4月 1日 改 定</p> <p>(4) 平成14年10月 1日 改 定</p> <p>(5) 平成19年 4月 1日 改 定</p> <p>(6) 平成22年 4月 1日 改 定</p> <p>(7) 平成22年 6月 1日 改 定</p> <p>(8) 平成23年 2月 1日 改 定</p> <p>(9) 平成26年 4月 1日 改 定</p> <p>(10) 平成29年 4月 1日 改 定</p> <p>(11) 平成30年12月 1日 改 定</p> <p>(12) 令和 元年 7月17日 改 定</p> <p>(13) 令和 2年 4月27日 改 定</p> <p>(14) 令和 3年 7月 1日 改 定</p>

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後

[1] 出来形管理基準

1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
土	掘削工 (切取工)	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書中の測点毎、基準高は中心線及び掘削部の両端で測定。		
		幅 W	- 0			
		法長 l	+ 100			
		延長 L	- 100			
		法勾配 n	± 10%			
土	掘削工 (切取工)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±50m以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±50m以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
		平場 標高較差	±50			±150
		法面 (小段含む) 水平又は標高較差	±70			±160
工	掘削工 (切取工) (面管理の場合)					

現 行

[1] 出来形管理基準

1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所		
土	掘削工 (切取工)	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。			
		幅 W	- 0				
		法長 l	+ 100				
		延長 L	- 100				
		法勾配 n	± 10%				
工	盛土工 (路体盛工) (路床盛工)	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。			
		幅 W	- 0				
		法長 l	+ 100				
		延長 L	- 100				
		法勾配 n	± 10%				
土	敷砂利工 コンクリート 路面工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線で測定する。 ※基準高は、路面工のみ			
		厚さ t	t < 10 cm - 15 t ≥ 10 cm - 30				
		幅 W	- 50				
		石積(張)工 ブロック積 (張)工	基準高 ± 50 厚さ t1 - 20 t2 - 20 法長 l - 50 法勾配 n ± 0.3分 延長 L - 50			NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、法長及び断面の変化点は必ず測定する。 厚さは、上端部・下端部の2箇所を測定する。	
		擁壁工	基準高 ± 50 高さ h - 20 t - 10 幅 W - 10 裏込積 - 50 法勾配 n ± 0.2分 延長 L - 50			NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。	

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後

現行

1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
土	盛土工 (路体盛工) (路床盛工)	基準高	±50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は中心線及び掘削部の両端で測定。		
		幅	- 0			
		法長 $W$	+ 100			
		法長 $Q$	- 100			
		延長 $L$	+ 2%			
		法勾配 $n$	± 10%			
土	盛土工 (路体盛工) (路床盛工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
		平場 標高較差	±50			±150
		法面 (小段含む) 水平又は 標高較差	±70			±160
工						

共通工

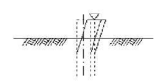
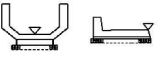
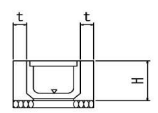
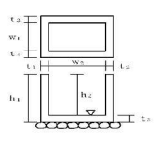
区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
擁壁工	プレキャスト 擁壁工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ※延長は、片側のみとする。		
		延長 $L$	- 50			
		壁前傾 $n$	所定の安全率の範囲内			
	擁壁工	コンクリート 掘止工	基準高	± 30	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。	
			高さ $h$	- 10		
			幅 $W$	- 10		
法勾配 $n$			± 0.2分			
基礎工	巨石積工 巨石張工	延長 $L$	- 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 1 施工箇所2箇所以上測定する。		
		基準高	± 50			
		法長 $Q$	- 50			
基礎工	コンクリート 基礎工	基準高	± 30	本体工事に準じて測定する。		
		高さ $h$	- 10			
		幅 $W$	- 10			
		延長 $L$	- 50			
	基礎工	栗石等基礎工 (切込砂利、採石) (割栗石) (均しコンクリート)	幅 $W$	- 50	本体工事に準じて測定する。	
			厚さ $t$	- 10		
基礎工	胸木 梯子土台	延長 $L$	- 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 1 施工箇所最低2箇所を測定する。		
		基準高	± 50			
基礎工	木杭	基準高	± 50	施工本数20本当たり1本測定し、20本未満は2本測定する。		
		根入長	設計値以上			
		偏心量 $d$	末口径 $\geq$ 以下			

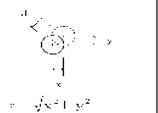
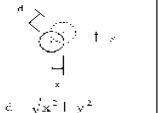
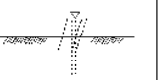

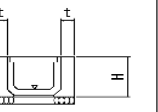
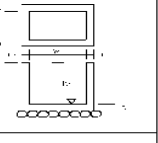
福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後					現行	
1. 共通工						
区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
土 工	敷砂利工 コンクリート 路面工	基準高	± 50	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線で測定する。 ※基準高は、路面工のみ		
		厚さ t	t < 10 cm - 15 t ≥ 10 cm - 30			
		幅 W	- 50			
擁 壁 工	石積(張)工 ブロック積 (張)工	基準高	± 50	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。ただし、法長及び断面の変化点は必ず測定する。厚さは、上端部・下端部の2箇所を測定する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。		
		厚さ	t 1 - 20 t 2 - 20			
		法長	l - 50			
		法勾配	n ± 0.3分			
		延長	L - 50			
	コンクリート 擁壁工	基準高	± 50	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。		
		高さ	h - 20			
		幅	t - 10			
		裏込礫	- 50			
		法勾配	n ± 0.2分			
プレキャスト 擁壁工	基準高	± 50	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ※延長は、片側のみとする。			
	延長	L - 50				
	壁前傾	所定の安全率の範囲内				
コンクリート 緻止工	基準高	± 30	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。			
	高さ	h - 10				
	幅	W - 10				
	法勾配	n ± 0.2分				
	延長	L - 50				



福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

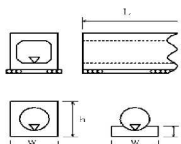
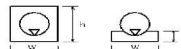
改正後					
1. 共通工					
区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
矢板工	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 幅広鋼矢板	基準高	± 50	N.O.測点又は、施工延長2.0mごとに1箇所の割合で測定する。 1 施工箇所に最低2箇所を測定する。	
		根入長	設計値以上		
		変位量 (Δ'L)	100		
		延長 L	- 50		
水路	プレキャストU型側溝 L型側溝 U型リユウム側溝 自由勾配側溝 コレゲート水路	※基準高	± 30	施工延長4.0mごとに1箇所の割合で測定する。 (断面の変化点では、必ず測定する。) ※道路路面と接する箇所は±50 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。 延長は、施工箇所毎に適用する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施し、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
		延長 L	- 50		
工等	横断溝 補強 コンクリート	※基準高 FH	± 30	施工箇所毎に最低2箇所を測定する。 延長は、施工箇所毎に適用する。 ※道路路面と接する箇所は±50	
		延長 L	- 50		
		厚さ t	- 10		
		高さ H	- 10		
集水樹	集水樹	※1 基準高	± 30	施工箇所毎に測定する ※1 道路路面と接する箇所は±50 ※2 は、現場打施工の場合に適用する。	
		※2 厚さ t	- 10		
		※2 W	- 10		
		※2 高さ h	- 20		
素掘側溝	素掘側溝	幅	+ 100	施工延長4.0mごとに1箇所の割合で測定する。	
		高さ	- 20		

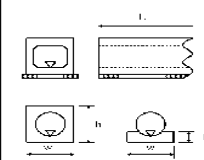
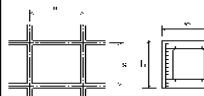
現行						
1. 共通工						
区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
基礎	コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。		
		根入長	設計値以上			
		偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内			
工	場所打ち杭 深礎杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。		
		根入長	設計値以上			
矢板工	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 幅広鋼矢板	基準高	± 50	N.O.測点又は、施工延長2.0mごとに1箇所の割合で測定する。 1 施工箇所に最低2箇所を測定する。		
		根入長	設計値以上			
		変位量 (Δ'L)	100			
		延長 L	- 50			
水路	プレキャストU型側溝 L型側溝 U型リユウム側溝 自由勾配側溝 コレゲート水路	※基準高	± 30	施工延長4.0mごとに1箇所の割合で測定する。 (断面の変化点では、必ず測定する。) 延長は、施工箇所毎に適用する。 ※道路路面と接する箇所は±50		
		延長 L	- 50			
		補強 コンクリート	厚さ t			- 10
		高さ H	- 10			
工等	横断溝 補強 コンクリート	※基準高 FH	± 30	施工箇所毎に最低2箇所を測定する。 延長は、施工箇所毎に適用する。 ※道路路面と接する箇所は±50		
		延長 L	- 50			
		厚さ t	- 10			
		高さ H	- 10			
集水樹	集水樹	※1 基準高	± 30	施工箇所毎に測定する ※1 道路路面と接する箇所は±50 ※2 は、現場打施工の場合に適用する。		
		※2 厚さ t	- 10			
		※2 W	- 10			
		※2 高さ h	- 20			
素掘側溝	素掘側溝	幅	+ 100	施工延長4.0mごとに1箇所の割合で測定する。		
		高さ	- 20			

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後

現 行

1. 共 通 工					
区分	工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
暗 渠 工	プレキャスト 管 ボックス	基準高	± 30	施工箇所毎に構造図の寸法表示箇所を測定する。 厚さ、幅、高さは2箇所以上(延長が20mを超える場合は、3箇所) 二次製品の規格、寸法については、製造工場の証明書等による。 ※は、現場打施工の場合に適用する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	
		※幅 W	- 10		
		※高さ h	- 10		
		延長 L	- 50	1 施工箇所毎 ただし、3次元データによる出来形管理を実施し、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
法 面	客土吹付工 植生基材吹付工	厚さ t	t < 5 cm - 10 t ≥ 5 cm - 20	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所、検査孔により測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
		但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。			
覆 工	コンクリート吹付工 モルタル吹付工	厚さ t	- 10	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所、検査孔により測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
		但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。			

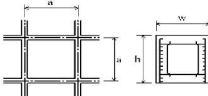
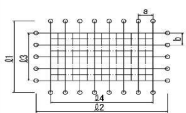
1. 共 通 工					
区分	工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
暗 渠 工	ヒューム管 プレキャスト管 ボックス	基準高	± 30	施工箇所毎に構造図の寸法表示箇所を測定する。 厚さ、幅、高さは2箇所以上(延長が20mを超える場合は、3箇所) 二次製品の規格、寸法については、製造工場の証明書等による。 ※は、現場打施工の場合に適用する。	
		※幅 W	- 10		
		※高さ h	- 10		
		延長 L	- 50		
法 面	客土吹付工 植生基材吹付工	厚さ t	t < 5 cm - 10 t ≥ 5 cm - 20	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所、検査孔により測定する。	
		但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。			
覆 工	コンクリート吹付工 モルタル吹付工	厚さ t	- 10	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所、検査孔により測定する。	
		但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。			
工	法枠工 コンクリート モルタル	法長 ℓ	ℓ < 10m - 50 ℓ ≥ 10m - 100	各測点及び変化点毎に測定する。	
		幅 W	- 10		
		高さ h	- 10		
		吹付中心間隔 a	± 100		
		延長 L	- 50		
		特延べ延長100mにつき1箇所、延長100m以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所測定する。			
各測点又は、施工箇所毎に測定する。					

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後

現行

1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
法 面 覆 工	法枠工 コンクリート モルタル	法長 $\varnothing < 10m$	— 50	各測点及び変化点毎に測定する。	
		$\varnothing \geq 10m$	— 100		
		幅 W	— 10	枠延べ延長100mにつき1箇所、延長100m以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所測定する。	
		高さ h	— 10		
		吹付中心 間隔 a	± 100		
		延長 L	— 50		
法 面 覆 工	落石防止 ネット張工	縦横主ロープ $\varnothing 1、\varnothing 2$	— 0	全本数を測定する。	
		縦横補助ロープ $\varnothing 3、\varnothing 4$	— 0		
		縦横ロープ 間隔 a、b	± 50	縦横主ロープの位置で、最低縦2本横1本を測定する。	
		金網縦長 h	± 50	変化点毎に測定する。	
		金網横長 L	± 50	変化点毎に測定する。 総延長は、設計値を下回らないこと。	
		金網 重ね合わせ	± 50	施工延長20mに1箇所測定する。20m未満は最低2箇所測定する。	
		基準高	± 100	基準高を設定する場合に測定する。	
柵 工	編柵工	柵高 h	— 50	施工延長20m毎に1箇所測定する。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。 施工箇所ごとの延長は±100	
		施工総延長 L	— 0		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後

現行

4. 治山工事

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
根固工・水制工 異形(消波) ﾌﾞﾛｯｸ据付層積	基準高	± 300	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。延長は施工箇所ごとに測定する。	
	幅 W	- 100		
	延長 L	- 200		
根固工・水制工 異形(消波) ﾌﾞﾛｯｸ据付乱積	基準高	± 500	ブロックの出入りについては、計画図面にブロックの2/3、外側に1/3を限度として、1個以上の空白及び独立したブロックがないことを確認する。	
	幅 W	- 100		
	延長 L	- 200		
海岸工 コンクリート 上部工 (波返工) (直立堤)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。  ※直立堤の場合は-20	
	幅 W	- 10		
	高さ ※ 延長 L	- 10 - 50		
海岸工 コンクリート 天端工 (護岸工)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。	
	幅 W	- 50		
	厚さ t 延長 L	- 10 - 50		
海岸工 コンクリート 下部工 (基礎工)	基準高 FH	± 30	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。	
	幅 W	- 10		
	高さ h 延長 L	- 10 - 50		
海岸工 コンクリート ブロック工 (傾斜堤)	基準高 FH	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 <b>ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。</b>	
	法長 l	- 50		
	厚さ t	- 20		
	延長 L	- 50		

4. 治山工事

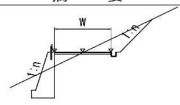
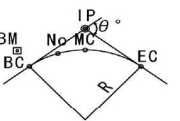
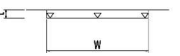
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
根固工・水制工 異形(消波) ﾌﾞﾛｯｸ据付層積	基準高	± 300	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。延長は施工箇所ごとに測定する。	
	幅 W	- 100		
	延長 L	- 200		
根固工・水制工 異形(消波) ﾌﾞﾛｯｸ据付乱積	基準高	± 500	ブロックの出入りについては、計画図面にブロックの2/3、外側に1/3を限度として、1個以上の空白及び独立したブロックがないことを確認する。	
	幅 W	- 100		
	延長 L	- 200		
海岸工 コンクリート 上部工 (波返工) (直立堤)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。  ※直立堤の場合は-20	
	幅 W	- 10		
	高さ ※ 延長 L	- 10 - 50		
海岸工 コンクリート 天端工 (護岸工)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。	
	幅 W	- 50		
	厚さ t 延長 L	- 10 - 50		
海岸工 コンクリート 下部工 (基礎工)	基準高 FH	± 30	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。	
	幅 W	- 10		
	高さ h 延長 L	- 10 - 50		
海岸工 コンクリート ブロック工 (傾斜堤)	基準高 FH	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。	
	法長 l	- 50		
	厚さ t	- 20		
	延長 L	- 50		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

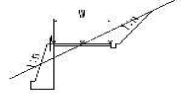
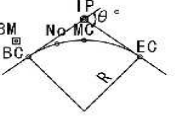

改正後

現行

5. 道路工事

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	摘要
道路工 (林道)	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅、延長は、測点ごとに測定する。 IPは、全交点及び全測点について測定する。	 
	幅員	+ 200 - 0		
	W			
	IP間距離	+ 0.5% - 0.2%		
	測点間距離	± 100		
	施工延長	- 0		
	IP点交角	± 1° $\theta$		
路床工 置換工 安定処理工	基準高	± 50	基準高は、NO測点の中心線上及び両端について測定する。 幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。 ※厚さは、基準高の差により、測定する。	
	幅	- 50		
	厚さ	- 50		
アスファルト舗装工 下層路盤工	幅	- 50	幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。 ※厚さは、掘り起こして、測定する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	10箇所の厚さの平均測定値 -20mm
	厚さ	- 45		
アスファルト舗装工 上層路盤工 粒度調整路盤	幅	- 50	幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。 ※厚さは、掘り起こして、測定する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	10箇所の厚さの平均測定値 -12mm
	厚さ	- 30		

5. 道路工事

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	摘要
道路工 (林道)	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅、延長は、測点ごとに測定する。 IPは、全交点及び全測点について測定する。	 
	幅員	+ 200 - 0		
	W			
	IP間距離	+ 0.5% - 0.2%		
	測点間距離	± 100		
	施工延長	- 0		
路床工 置換工 安定処理工	基準高	± 50	基準高は、NO測点の中心線上及び両端について測定する。 幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。 ※厚さは、基準高の差により、測定する。	
	幅	- 50		
	厚さ	- 50		
アスファルト舗装工 下層路盤工	幅	- 50	幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。 ※厚さは、掘り起こして、測定する。	10箇所の厚さの平均測定値 -20mm
	厚さ	- 45		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後					現行				
5. 道路工事					5. 道路工事				
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
アスファルト 舗装工 上層路盤工 粒度調整路盤	幅	— 50	幅(全幅)、厚さは、 N O測点ごとに測定する。 ※厚さは、掘り起こし て、測定する。 ただし、3次元デー タによる出来形管理を 実施する場合、発注者 が指定する規定による 管理方法を用いること ができる。	1 O箇の厚さの平均 測定値 - 1 2 mm	アスファルト 舗装工	幅	— 50	幅(全幅)、厚さは、 N O測点ごとに測定す る。 ※厚さは、掘り起こし て、測定する。	1 O箇の厚さの平均 測定値 - 1 2 mm
	厚さ	— 30			上層路盤工 粒度調整路盤	厚さ	— 30		
アスファルト 舗装工 上層路盤工 セメント・石 灰安定処理 路盤	幅	— 50	幅(全幅)は、N O 測点ごとに測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1 個の割合でコアーを採 取して測定する。 ただし、3次元デー タによる出来形管理を 実施する場合、発注者 が指定する規定による 管理方法を用いること ができる。	1 O箇の厚さの平均測 定値 - 8 mm  1 工事のコアー採取は 最低3個とする。	アスファルト 舗装工	幅	— 50	幅(全幅)は、N O 測点ごとに測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1 個の割合でコアーを採 取して測定する。	1 O箇の厚さの平均測 定値 - 8 mm  1 工事のコアー採取は 最低3個とする。
	厚さ	— 30			上層路盤工 セメント・石 灰安定処理 路盤	厚さ	— 30		
アスファルト 舗装工 上層路盤工 加熱アスフ ァルト安定 処理路盤	幅	— 50	幅(全幅)は、N O 測点ごとに測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1 個の割合でコアーを採 取して測定する。 ただし、3次元デー タによる出来形管理を 実施する場合、発注者 が指定する規定による 管理方法を用いること ができる。	1 O箇の厚さの平均測 定値 - 8 mm  1 工事のコアー採取は 最低3個とする。	アスファルト 舗装工	幅	— 50	幅(全幅)は、N O 測点ごとに測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1 個の割合でコアーを採 取して測定する。	1 O箇の厚さの平均測 定値 - 8 mm  1 工事のコアー採取は 最低3個とする。
	厚さ	— 20			上層路盤工 加熱アスフ ァルト安定 処理路盤	厚さ	— 20		
アスファルト 舗装工 基層工 表層工	基準高	± 50	基準高は、N O測点 の中心線上及び両端に ついて測定する。 幅は、N O測点の全 幅、測点の左右で測定 する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1 個の割合でコアーを採 取して測定する。 ただし、3次元デー タによる出来形管理を 実施する場合、発注者 が指定する規定による 管理方法を用いること ができる。	1 O箇の厚さの平均測 定値 - 3 mm  1 工事のコアー採取は 最低3個とする。	アスファルト 舗装工	基準高	± 50	基準高は、N O測点 の中心線上及び両端に ついて測定する。 幅は、N O測点の全 幅、測点の左右で測定 する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1 個の割合でコアーを採 取して測定する。	1 O箇の厚さの平均測 定値 - 3 mm  1 工事のコアー採取は 最低3個とする。
	幅	— 25			基層工	幅	— 25		
	厚さ	— 9			表層工	厚さ	— 9		



福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後					現行									
5. 道路工事					5. 道路工事									
工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要	工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要		
		個々の測定値 (X)		10箇の測定値の平均 (X10)										
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									
アスファルト舗装工 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	コンクリート舗装工	基準高	±50	<p>基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。</p> <p>幅は、全幅、測点の左右で測定する。</p> <p>厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定する。</p>	<p>10箇の厚さの平均測定値 -3mm</p> <p>1工事のコア採取は最低3個とする。</p>			
	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	区画線工			幅	設計値以上	<p>幅、厚さは、各線種ごとに1カ所テストピースにより測定。</p> <p>延長は総延長を測定する。</p>
					厚さ							設計値以上	延長	

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改 正 後					現 行		
5. 道路工事							
工 種	項 目	規格値 (mm)				測 定 基 準	摘 要
		個々の測定値 (X)		10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
アスファルト舗装工 上層路盤工 ・粒度調整路盤工 ・セメント・石灰安定処理路盤 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>



福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改 正 後					現 行		
5. 道路工事							
工 種	項 目	規格値 (mm)				測 定 基 準	摘 要
		個々の測定値 (X)		10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
アスファルト舗装工 上層路盤工 ・加熱アスファルト安定処理路盤 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後					現行		
5. 道路工事							
工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要
		個々の測定値 (X)		10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
アスファルト舗装工 基層工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000 m<sup>2</sup>以上10,000 m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上3,000 t未満</p>

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後				現行			
5. 道路工事							
工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要
		個々の測定値 (X)		10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
アスファルト舗装工 表層工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000 m<sup>2</sup>以上10,000 m<sup>2</sup>未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満</p>
	平坦性	-		3mプロファイルメーター(σ)2.4 mm以下 直統式(足付き)(σ)1.75 mm以下			

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後		現行		
5. 道路工事				
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
コンクリート舗装工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅、測点の左右で測定する。 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	10箇の厚さの平均測定値 - 3mm  1工事のコアー採取は最低3個とする。
	幅	- 25		
	厚さ	- 10		
区画線工	幅	設計値以上	幅、厚さは、各線種ごとに1カ所テストピースにより測定。 延長は総延長を測定する。	
	厚さ	設計値以上		
	延長	設計値以上		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後					現行		
5. 道路工事							
工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要
		個々の測定値 (X)		10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
コンクリート舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
	平坦性	-		コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより機械舗設の場合(σ)2.4 mm以下 人力舗設の場合(σ)3 mm以下			
	目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後	現 行
<p>[3]写真管理基準</p> <p>4. 写真の整理及び提出</p> <p>(1) 写真の信憑性を考慮し、写真加工は認めない。ただし黒板情報の電子的記入については不正な写真加工には該当しないものとする。</p> <p>(2) 写真の色彩やサイズは、以下のとおりとする。</p> <p>①写真はカラーとする。</p> <p>②有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>(3) 電子納品の場合の工事写真の形式及び整理方法 福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品運用ガイドラインによるものとする。</p> <p>(4) 電子納品以外の場合の工事写真の形式及び整理方法 写真を電子納品としていない場合は次によるものとする。</p> <p>①工事写真として、工事写真帳(原則として工外用アルバム)を工事完成時に1部提出すること。</p> <p>②工事写真帳における写真の大きさは、サービスサイズ(Lサイズ)程度とすること。ただし、着手前及び完成写真等は、キャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。また、監督員が指示する場合は、その指示した大きさとすること。</p> <p>(5) 写真の撮影及び整理は請負者の責任において行い管理すること。</p> <p>(6) 監督員の指示する写真は、提出時期及び提出部数について指示に従うものとする。</p> <p>5. ICT施工技術の活用 請負者は、ICT施工技術を活用して出来形管理や品質管理を行う場合は、写真管理の撮影頻度及び撮影方法について事前に監督員と協議しなければならない。</p> <p>6. 写真撮影要領 別表に示す。</p>	<p>[3]写真管理基準</p> <p>4. 写真の整理及び提出</p> <p>(1) 写真の信憑性を考慮し、写真加工は認めない。</p> <p>(2) 写真の色彩やサイズは、以下のとおりとする。</p> <p>①写真はカラーとする。</p> <p>②有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>(3) 電子納品の場合の工事写真の形式及び整理方法 福岡県林務関係電子納品運用ガイドラインによるものとする。</p> <p>(4) 電子納品以外の場合の工事写真の形式及び整理方法 写真を電子納品としていない場合は次によるものとする。</p> <p>①工事写真として、工事写真帳(原則として工外用アルバム)を工事完成時に1部提出すること。</p> <p>②工事写真帳における写真の大きさは、サービスサイズ(Lサイズ)程度とすること。ただし、着手前及び完成写真等は、キャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。また、監督員が指示する場合は、その指示した大きさとすること。</p> <p>(5) 写真の撮影及び整理は請負者の責任において行い管理すること。</p> <p>(6) 監督員の指示する写真は、提出時期及び提出部数について指示に従うものとする。</p> <p>5. 写真撮影要領 別表に示す。</p>

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後

現 行

【別表】 写真撮影要領

1 工事写真分類別撮影要領

分類	区分	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
着手前・完成	着手前	着手前1回	工事区域全体の状況が判断できる写真を撮影すること。 ①起終点は勿論、工区全体の状況が判断できる写真であること。 ②人家、立木等障害物が多く工区全体の関連写真の撮影が不可能な場合は、順序よく関連付けされた(関連位置を明確にするポール等を設置)追い写真とする。
	完成	完成後1回	全景及び部分写真の2種類に分類されるが、着手前写真と対照できるように同一箇所から撮影すること。 また、部分完成写真は主要工程毎及び主要構造物毎に撮影すること。
施工状況	工事施工中	工種種別毎 1施工箇所 毎	工事の施工方法、施工時期、出来高工程、進捗状況などの記録写真となり、総合的な判断資料となるため、施工状況がよく分かるように工夫するとともに、契約図書の工種別に工事の施工状況を撮影し、順序良く整理すること。 工種毎の撮影箇所等は、2工種別撮影要領によること。
	機械施設	機種毎 設備毎	現場搬入時に機種、形式、規格等が確認できるよう1台毎に明示して撮影すること。 現場仮設機械(プラント等)の設置状況、機種、形式、規格等及び機械の組合せ関連が確認できるよう撮影すること。
	仮設(指定仮設)	1施工箇所 毎	指定仮設については、仮設状況、使用材料、形状寸法が確認できるよう撮影すること。 廻排水等の任意仮設については、仮設状況を撮影すること。
	図面との不一致	必要に応じて	図面と現地が不一致の場合は、不一致程度が判断できるよう撮影すること。 ※1 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)による場合(写真測量に使用したすべての画像(1CONフォルダに格納))【発生時】 ※2 発注者が指定する規定における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSSによる場合【発生時】
安全管理	各種標識・保安施設等	種類毎	工事の施工に関する各種標識類、各種保安施設、防護施設、土石流安全対策等の写真であり、万一事故が発生した場合の原因究明及び工事現場の安全管理状況の証拠となるものであり、必ず施設の設置状況が明瞭に判読できるよう撮影すること。
	交通整理 安全訓練	1回 実施日毎	監視員による交通整理状況を周辺との関連が分かるよう撮影すること。 安全教育、訓練、パトロール等の活動状況が確認できるよう撮影すること。
	使用材料	材料検収	品目毎
	品質証明 検査実施状況	品目毎 品目毎	JIS規格品は、JIS表示が確認できるよう撮影すること。 材料検査の実施状況が確認できるよう撮影すること。

【別表】 写真撮影要領

1 工事写真分類別撮影要領

分類	区分	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
着手前・完成	着手前	着手前1回	工事区域全体の状況が判断できる写真を撮影すること。 ①起終点は勿論、工区全体の状況が判断できる写真であること。 ②人家、立木等障害物が多く工区全体の関連写真の撮影が不可能な場合は、順序よく関連付けされた(関連位置を明確にするポール等を設置)追い写真とする。
	完成	完成後1回	全景及び部分写真の2種類に分類されるが、着手前写真と対照できるように同一箇所から撮影すること。 また、部分完成写真は主要工程毎及び主要構造物毎に撮影すること。
施工状況	工事施工中	工種種別毎 1施工箇所 毎	工事の施工方法、施工時期、出来高工程、進捗状況などの記録写真となり、総合的な判断資料となるため、施工状況がよく分かるように工夫するとともに、契約図書の工種別に工事の施工状況を撮影し、順序良く整理すること。 工種毎の撮影箇所等は、2工種別撮影要領によること。
	機械施設	機種毎 設備毎	現場搬入時に機種、形式、規格等が確認できるよう1台毎に明示して撮影すること。 現場仮設機械(プラント等)の設置状況、機種、形式、規格等及び機械の組合せ関連が確認できるよう撮影すること。
	仮設(指定仮設)	1施工箇所 毎	指定仮設については、仮設状況、使用材料、形状寸法が確認できるよう撮影すること。 廻排水等の任意仮設については、仮設状況を撮影すること。
	図面との不一致	必要に応じて	図面と現地が不一致の場合は、不一致程度が判断できるよう撮影すること。
安全管理	各種標識・保安施設等	種類毎	工事の施工に関する各種標識類、各種保安施設、防護施設、土石流安全対策等の写真であり、万一事故が発生した場合の原因究明及び工事現場の安全管理状況の証拠となるものであり、必ず施設の設置状況が明瞭に判読できるよう撮影すること。
	交通整理 安全訓練	1回 実施日毎	監視員による交通整理状況を周辺との関連が分かるよう撮影すること。 安全教育、訓練、パトロール等の活動状況が確認できるよう撮影すること。
	使用材料	材料検収	品目毎
	品質証明 検査実施状況	品目毎 品目毎	JIS規格品は、JIS表示が確認できるよう撮影すること。 材料検査の実施状況が確認できるよう撮影すること。



福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後			
工種	種別	撮影項目	撮影頻度
2 工種別撮影要領 (1) 共通工事			
土工	伐開、除根	施工前後の状況	施工前1回 施工後1回
	丁張	丁張架設	架設後1回
	掘削(切取)盛土	仕上がり幅 法長、法勾配	測点毎  ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に代 えることができ る
基礎工	床掘埋戻し	床掘状況 基面整形状況 土質区分 転圧状況	1 施工箇所毎 変化点毎  ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に代 えることができ る
	コンクリート基礎	幅、高さ 延長	1 施工箇所毎 変化点毎
	栗石等基礎	幅、厚さ 延長	1 施工箇所毎 変化点毎

現行			
工種	種別	撮影項目	撮影頻度
2 工種別撮影要領 (1) 共通工事			
土工	伐開、除根	施工前後の状況	施工前1回 施工後1回
	丁張	丁張架設	架設後1回
	掘削(切取)盛土	仕上がり幅 法長、法勾配	測点毎
基礎工	床掘埋戻し	床掘状況 基面整形状況 土質区分 転圧状況	1 施工箇所毎 変化点毎
	コンクリート基礎	幅、高さ 延長	1 施工箇所毎 変化点毎
	栗石等基礎	幅、厚さ 延長	1 施工箇所毎 変化点毎
	胸木梯子土台	径、幅 長さ	1 施工箇所毎
	木杭	杭の径、長さ 位置、杭間隔	1 施工箇所毎
	コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭 深礎杭 場所打杭	位置、杭間隔 根入長、偏心	1 施工箇所毎



福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後					現行					
(1) 共通工事					(1) 共通工事					
工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	
法面覆工	コンクリート吹付工 モルタル吹付工	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の整形(清掃)状況がわかるように撮影する。</li> <li>ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。(200mmにつき1箇所)</li> <li>吹付作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>	法面覆工	法枠工 (コンクリート) (モルタル)	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の整形(清掃)状況がわかるように撮影する。</li> <li>ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。(200mmにつき1箇所)</li> <li>吹付型枠の組立て、設置状況が確認できるように撮影する。</li> <li>型枠内の鉄筋組立て、配筋間隔、主アンカー、補助アンカーの打設間隔及び数量が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>吹付作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>	
		材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。</li> </ul>			材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。</li> </ul>	
		施工範囲 厚さ	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>主要点を設定した検査孔により、吹付厚さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>			施工範囲 枠の幅、高さ 厚さ 枠中心間隔	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意に主要点を設定し、枠の幅、高さ、厚さ、中心間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>	
	法枠工 (コンクリート) (モルタル)	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の整形(清掃)状況がわかるように撮影する。</li> <li>ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。(200mmにつき1箇所)</li> <li>吹付型枠の組立て、設置状況が確認できるように撮影する。</li> <li>型枠内の鉄筋組立て、配筋間隔、主アンカー、補助アンカーの打設間隔及び数量が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>吹付作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>	法面覆工	法枠工 (コンクリート) (モルタル)	材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。</li> </ul>	
		施工範囲 枠の幅、高さ 厚さ 枠中心間隔	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意に主要点を設定し、枠の幅、高さ、厚さ、中心間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>			施工範囲 枠の幅、高さ 厚さ 枠中心間隔	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意に主要点を設定し、枠の幅、高さ、厚さ、中心間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>	
		施工範囲 枠の幅、高さ 厚さ 枠中心間隔	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意に主要点を設定し、枠の幅、高さ、厚さ、中心間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>			施工範囲 縦横ロープ間隔 金網の縦横長さ 金網の重ね合せ幅	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意の点で、縦横主及び補助ロープ間隔の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意の点で、金網の重ね合せ幅が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>	
	落石防止 ネット張工	施工状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>支障木の伐開、除去、整理及び法面の清掃状況を撮影する。</li> <li>岩盤アンカーの掘孔、挿入、土中アンカーの打込み状況及び中間支柱建込み状況等を撮影する。</li> <li>縦、横主ロープ張り、締付け、固定、縦横補助ロープ張り固定状況及び金網の設置、固定状況等を撮影する。</li> </ul>	法面覆工	落石防止 ネット張工	施工状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>支障木の伐開、除去、整理及び法面の清掃状況を撮影する。</li> <li>岩盤アンカーの掘孔、挿入、土中アンカーの打込み状況及び中間支柱建込み状況等を撮影する。</li> <li>縦、横主ロープ張り、締付け、固定、縦横補助ロープ張り固定状況及び金網の設置、固定状況等を撮影する。</li> </ul>	
		施工範囲 縦横ロープ間隔 金網の縦横長さ 金網の重ね合せ幅	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意の点で、縦横主及び補助ロープ間隔の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意の点で、金網の重ね合せ幅が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>			施工範囲 縦横ロープ間隔 金網の縦横長さ 金網の重ね合せ幅	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意の点で、縦横主及び補助ロープ間隔の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意の点で、金網の重ね合せ幅が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>	
	※1 発注者が指定する規定に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合									

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後				現行			
(2) 治山溪間工事				(2) 治山溪間工事			
撮影区分	撮影事項	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	撮影区分	撮影事項	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
一般			・ 次に示すもののほか、(1) 共通工事に準ずるが施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。	一般			・ 次に示すもののほか、(1) 共通工事に準ずるが施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。
伐開、除根	施工前後の状況	施工前1回 施工後1回	・ (1) 共通工事に準じることが、立木収去補償は、収去状況がわかるよう撮影する。	伐開、除根	施工前後の状況	施工前1回 施工後1回	・ (1) 共通工事に準じることが、立木収去補償は、収去状況がわかるよう撮影する。
丁張	丁張	架設後1回	・ 方向線、天端丁張、提体丁張及びび丁張の架設状況の全景を撮影する。	丁張	丁張	架設後1回	・ 方向線、天端丁張、提体丁張及びび丁張の架設状況の全景を撮影する。
廻排水	廻排水、締切	1施工箇所毎	・ 廻排水、締切等の方式、構造、位置がわかるように撮影する。同時に平水位の状態を撮影する。	廻排水	廻排水、締切	1施工箇所毎	・ 廻排水、締切等の方式、構造、位置がわかるように撮影する。同時に平水位の状態を撮影する。
	水替	1施工箇所毎	・ 排水の方法(ポンプ)等、状況がわかるように撮影する。		水替	1施工箇所毎	・ 排水の方法(ポンプ)等、状況がわかるように撮影する。
床掘	床掘状況	1施工箇所毎	・ 土質の状況、床掘方法、床掘状況等を撮影する。 ・ 床掘状況は一連の流れ(床掘前～床掘中～床掘完了)がわかる写真とする。	床掘	床掘状況	1施工箇所毎	・ 土質の状況、床掘方法、床掘状況等を撮影する。 ・ 床掘状況は一連の流れ(床掘前～床掘中～床掘完了)がわかる写真とする。
	基礎の状況	1施工箇所毎	・ 掘り過ぎ箇所、補強状況、基礎部分が土砂の場合は掘削面仕上げ、岩盤の場合は洗浄状況、敷モルタルの状況、湧水がある場合は、その処理状況を撮影する。		基礎の状況	1施工箇所毎	・ 掘り過ぎ箇所、補強状況、基礎部分が土砂の場合は掘削面仕上げ、岩盤の場合は洗浄状況、敷モルタルの状況、湧水がある場合は、その処理状況を撮影する。
	床掘確認	1施工箇所毎 ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に代 えることがで きる	・ 深さ、幅、長さ、土質区分等が確認できるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し撮影する。 ・ 止水壁、袖部分の突込み、掘底部分等各部分についても寸法、位置がわかるよう撮影する。 ・ 岩盤清掃及び掘削面仕上げ、法面処理状況、捨土の処理状況もわかるように撮影する。 ※1 発注者が指定する規定による場合〔掘削後〕 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合		床掘確認	1施工箇所毎	・ 深さ、幅、長さ、土質区分等が確認できるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し撮影する。 ・ 止水壁、袖部分の突込み、掘底部分等各部分についても寸法、位置がわかるよう撮影する。 ・ 岩盤清掃及び掘削面仕上げ、法面処理状況、捨土の処理状況もわかるように撮影する。
足場	足場の状況	1施工箇所毎	・ 足場の組み方、足場の位置、規模、構造(単管、キャットウォーク)がわかるように撮影する。また、コンクリート小運搬足場等についても、その組み方、規模、位置を撮影する。足場の組替えをした時は、その都度撮影する。	足場	足場の状況	1施工箇所毎	・ 足場の組み方、足場の位置、規模、構造(単管、キャットウォーク)がわかるように撮影する。また、コンクリート小運搬足場等についても、その組み方、規模、位置を撮影する。足場の組替えをした時は、その都度撮影する。
型枠	型枠管理の状況	1施工箇所毎	・ 型枠の構造取付けの状況、洗浄、剥離剤の塗布の状況、特にフォームタイの状況、丸セパレーター取付状況、鉄筋、鉄線の締付け状況、縦バタ、横バタの状況がわかるように撮影する。 ・ 幅等がわかるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し、型枠の組立てを行った底盤部及び構造の変化点を撮影する。 ・ 残存型枠については、設置状況を撮影する。	型枠	型枠管理の状況	1施工箇所毎	・ 型枠の構造取付けの状況、洗浄、剥離剤の塗布の状況、特にフォームタイの状況、丸セパレーター取付状況、鉄筋、鉄線の締付け状況、縦バタ、横バタの状況がわかるように撮影する。 ・ 幅等がわかるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し、型枠の組立てを行った底盤部及び構造の変化点を撮影する。 ・ 残存型枠については、設置状況を撮影する。

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後					現行				
(4) 道路工事					(4) 道路工事				
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
一般				<ul style="list-style-type: none"> <li>次に示すもののほか、(1) 共通工事に準ずるが施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。</li> </ul>	一般				<ul style="list-style-type: none"> <li>次に示すもののほか、(1) 共通工事に準ずるが施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。</li> </ul>
土工	伐開、除根	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前後の状況</li> </ul>	施工前 1 回 施工後 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通工事に準じるが、立木取去補償は、取去状況がわかるよう撮影する。</li> </ul>	土工	伐開、除根	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前後の状況</li> </ul>	施工前 1 回 施工後 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通工事に準じるが、立木取去補償は、取去状況がわかるよう撮影する。</li> </ul>
	切土、盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前後の状況</li> <li>土質の変化点</li> <li>崩壊、決壊の恐れのある箇所</li> <li>盛土の段切箇所</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通工事の土工に準じて撮影する。</li> <li>切土は機械施工と人力施工のそれぞれの作業状況がわかるように撮影する。</li> <li>大盛土箇所 (1,000m<sup>3</sup> 以上) 毎に、撤出し及び転圧作業の状況 (使用機械等・転圧回数) がわかるように 1 回撮影する。</li> <li>また、大盛土箇所は、小段間毎に丁張を設置し 3 層分の撤出し前、転圧完了後の写真を撮影する。(小段間数 × 3 層)</li> <li>軟弱地盤で工事中に地盤の不等沈下及び法面の滑動等の恐れのある箇所は、その規模、亀裂の状況等がわかるように撮影する。</li> <li>切土、盛土法面仕上げの状況を撮影する。</li> </ul> <p>※1 発注者が指定する規定による場合【掘削後】</p> <p>※2 発注者が指定する規定における空中写真測量 (UAV) および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前後の状況</li> <li>土質の変化点</li> <li>崩壊、決壊の恐れのある箇所</li> <li>盛土の段切箇所</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通工事の土工に準じて撮影する。</li> <li>切土は機械施工と人力施工のそれぞれの作業状況がわかるように撮影する。</li> <li>大盛土箇所 (1,000m<sup>3</sup> 以上) 毎に、撤出し及び転圧作業の状況 (使用機械等・転圧回数) がわかるように 1 回撮影する。</li> <li>また、大盛土箇所は、小段間毎に丁張を設置し 3 層分の撤出し前、転圧完了後の写真を撮影する。(小段間数 × 3 層)</li> <li>軟弱地盤で工事中に地盤の不等沈下及び法面の滑動等の恐れのある箇所は、その規模、亀裂の状況等がわかるように撮影する。</li> <li>切土、盛土法面仕上げの状況を撮影する。</li> </ul>	
	指定土取場 残土処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前後の状況</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形、規模等が作業前後の状況と対比してわかるように撮影する。また、土工作業及び仕上げの状況を撮影する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前後の状況</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形、規模等が作業前後の状況と対比してわかるように撮影する。また、土工作業及び仕上げの状況を撮影する。</li> </ul>	
擁壁工等	基礎工 石積 (張)・ ブロック積 (張) エ コンクリート擁壁工 プレキャスト擁壁工 補強土壁工	<ul style="list-style-type: none"> <li>箇所ごとの施工状況及び出来形</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通工事の擁壁工に準じて撮影する。</li> </ul>	擁壁工等	基礎工 石積 (張)・ ブロック積 (張) エ コンクリート擁壁工 プレキャスト擁壁工 補強土壁工	<ul style="list-style-type: none"> <li>箇所ごとの施工状況及び出来形</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通工事の擁壁工に準じて撮影する。</li> </ul>
	水替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>締切り、廻排水</li> <li>水替え</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>締切り、廻排水の種類、形状、寸法及び施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>水中ポンプ等による水替えの状況を撮影する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>締切り、廻排水</li> <li>水替え</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>締切り、廻排水の種類、形状、寸法及び施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>水中ポンプ等による水替えの状況を撮影する。</li> </ul>	
舗装工 (簡易舗装)	路盤工 (置換) (安定処理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>路盤材料</li> <li>処理材の配合</li> <li>敷込み、転圧</li> <li>敷幅、敷厚</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料の採取場所の全景、材料の集積篩い分け、積込作業の状況を撮影する。</li> <li>処理材の配合量及び配合状況がわかるように撮影する。</li> <li>敷込み前の路床の状態及び敷込み、転圧の状況がわかるように撮影する。</li> <li>出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚が確認できるよう測定尺を当て撮影する。</li> </ul>	舗装工 (簡易舗装)	路盤工 (置換) (安定処理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>路盤材料</li> <li>処理材の配合</li> <li>敷込み、転圧</li> <li>敷幅、敷厚</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料の採取場所の全景、材料の集積篩い分け、積込作業の状況を撮影する。</li> <li>処理材の配合量及び配合状況がわかるように撮影する。</li> <li>敷込み前の路床の状態及び敷込み、転圧の状況がわかるように撮影する。</li> <li>出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚が確認できるよう測定尺を当て撮影する。</li> </ul>
	路床			<ul style="list-style-type: none"> <li>不陸整正</li> <li>補足材の均し、転圧</li> <li>敷幅</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>不陸整正</li> <li>補足材の均し、転圧</li> <li>敷幅</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>不陸整正</li> <li>補足材の均し、転圧</li> <li>敷幅</li> </ul>	
					下層路盤工	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料の搬入</li> <li>敷均し、転圧</li> <li>敷幅、敷厚</li> </ul>	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。</li> <li>材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。</li> <li>出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul>	



福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後					現行				
(4) 道路工事					(4) 道路工事				
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
舗装工 (簡易舗装)	路床	・不陸整正 ・補足材の均し、転圧 ・敷幅	1 施工箇所毎	・ 施工前、後の状態が対比してわかるように撮影する。 ・ 補足材の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅がわかるように測定尺を当て撮影する。	一般			施工前 1 回 施工後 1 回	・ 次に示すもののほか、(1) 共通工事に準ずるが施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。
	下層路盤工	・ 材料の搬入 ・ 敷均し、転圧 ・ 敷幅、敷厚	1 施工箇所毎	・ 材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・ 材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。  ※1 発注者が指定する規定による場合【掘削後】 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合	土工	伐開、除根	・ 作業前後の状況 ・ 土質の変化点 ・ 崩壊、決壊の恐れのある箇所 ・ 盛土の段切箇所	1 施工箇所毎	・ (1) 共通工事に準じて撮影する。 ・ 切土は機械施工と人力施工のそれぞれの作業状況がわかるように撮影する。 ・ 大盛土箇所(1,000m <sup>3</sup> 以上)毎に、搬出し及び転圧作業の状況(使用機械等・転圧回数)がわかるように1回撮影する。 また、大盛土箇所は、小段間毎に丁張を設置し3層分の搬出し前、転圧完了後の写真を撮影する。(小段間数×3層) ・ 軟弱地盤で工事中に地盤の不等沈下及び路面の滑動等の恐れのある箇所は、その規模、亀裂の状況等がわかるように撮影する。 ・ 切土、盛土面仕上げの状況を撮影する。
	上層路盤工	・ 材料の搬入 ・ 敷均し、転圧 ・ 敷幅、敷厚	1 施工箇所毎	・ 材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・ 材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。  ※1 発注者が指定する規定による場合【掘削後】 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合	擁壁工等	基礎工 石積(張)・ブロック積(張)エ コンクリート擁壁工 プレキャスト擁壁工 補強土壁工	・ 箇所ごとの施工状況及び出来形		・ (1) 共通工事の擁壁工に準じて撮影する。
	表層工	・ 乳剤、砂散布 ・ 合材の搬入 ・ 舗設、転圧 ・ 舗設幅、厚さ	1 施工箇所毎	・ 乳剤及び砂の散布状況がわかるように撮影する。 ・ 合材の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・ 合材の舗設、転圧の状況と併せて使用機種の組合せがわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、舗設幅がわかるように測定尺を当て撮影する。  ※1 発注者が指定する規定による場合【掘削後】 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合	舗装工 (簡易舗装)	水替え	・ 締切り、廻排水 ・ 水替え	1 施工箇所毎	・ 締切り、廻排水の種類、形状、寸法及び施工状況がわかるように撮影する。 ・ 水中ポンプ等による水替えの状況を撮影する。 ・ 材料の採取場所の全景、材料の集積箇所分け、積込作業の状況を撮影する。
	アスカープ 区画線	・ 舗設	1 施工箇所毎	・ 舗設作業の状況がわかるように撮影する。		路盤工(置換) (安定処理)	・ 路盤材料 ・ 処理材の配合 ・ 敷込み、転圧 ・ 敷幅、敷厚	1 施工箇所毎	・ 処理材の配合量及び配合状況がわかるように撮影する。 ・ 敷込み前の路床の状態及び敷込み、転圧の状況がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚が確認できるように測定尺を当て撮影する。
					路床	・ 不陸整正 ・ 補足材の均し、転圧 ・ 敷幅	1 施工箇所毎	・ 施工前、後の状態が対比してわかるように撮影する。 ・ 補足材の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅がわかるように測定尺を当て撮影する。	
					下層路盤工	・ 材料の搬入 ・ 敷均し、転圧 ・ 敷幅、敷厚	1 施工箇所毎	・ 材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・ 材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。	

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改正後	現行																																														
	<p>(4) 道路工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撮影区分</th> <th>撮影事項</th> <th>撮影対象</th> <th>撮影頻度</th> <th>撮影の要点及び注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">舗装工 (簡易舗装)</td> <td>上層路盤工</td> <td>・材料の搬入 ・敷均し、転圧 ・敷幅、敷厚</td> <td>1 施工箇所毎</td> <td>・材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。</td> </tr> <tr> <td>表層工</td> <td>・乳剤、砂散布 ・合材の搬入 ・舗設、転圧 ・舗設幅、厚さ</td> <td>1 施工箇所毎</td> <td>・乳剤及び砂の散布状況がわかるように撮影する。 ・合材の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・合材の舗設、転圧の状況と併せて使用機種の組合せがわかるように撮影する。 ・出来形管理箇所毎に、舗設幅がわかるように測定尺を当て撮影する。</td> </tr> <tr> <td>アスカーブ 区画線</td> <td>・舗設 ・舗設</td> <td>1 施工箇所毎 1 施工箇所毎</td> <td>・舗設作業の状況がわかるように撮影する。 ・舗設作業の状況がわかるように撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">橋梁工</td> <td>鋼橋各部材 製作</td> <td>・加工、製作 ・仮組立精度</td> <td>1 施工箇所毎</td> <td>・使用鋼材の規格、寸法の検測状況を撮影する。 ・鋼材の切断、さく孔、溶接等の作業状況を撮影する。 ・仮組立検査において、桁の全長、支間長及び主桁、主構の中心間距離、主構の組立高さ等の出来形寸法の検測状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鋼橋塗装</td> <td>・塗装厚</td> <td>1 施工箇所毎</td> <td>・素地調整前、整前中、完了時の各作業状況を撮影する。 ・各段階別の塗装前、塗装中、完了時の各作業、塗装膜厚検査の状況を撮影する。 ・塗装のためのケレンはケレン前後を対比して撮影する。 ・塗装は種別ごとに、使用前及び完了後に集積して数量が把握できるように撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鋼橋継手工</td> <td>・継手精度</td> <td>1 施工箇所毎</td> <td>・主桁、主構の現場継手の施工状況を撮影する。 ・主桁、主構の継手部のすき間等の検査状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>支承工</td> <td>・据付け</td> <td>1 施工箇所毎</td> <td>・据付けの状況を撮影する。 ・据付け高さ及び支承の中心間間隔、水平度等の出来形寸法の検測状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架設工</td> <td>・架設精度</td> <td>1 施工箇所毎</td> <td>・架設全設備及び架設設備の稼働中、据付け等作業の状況が関連してわかるように撮影する。 ・落橋防止装置の取付状況を撮影する。 ・据付け完了後、桁の全長、支間長及び桁、トラスの中心間距離等の出来形寸法の検測状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>・架設支保工</td> <td>1 施工箇所毎</td> <td>・支保工の組立状況及び組立完了後の状態(寸法を含む)がわかるように撮影する。</td> </tr> <tr> <td>床版工 地覆工</td> <td>・型枠、足場 ・鉄筋加工、 組立 ・コンクリート打設 ・出来形</td> <td>1 施工箇所毎</td> <td>・型枠組立状況(寸法を含む)及び足場架設状況を撮影する。 ・鉄筋員数、径、組立間隔、交点の繫結、型枠との間隔等が確認できるように撮影する。 ・コンクリートの投入打設、締め、突き固め作業の状況及び養生方法等を撮影する。 ・床版の幅、厚さ及び地覆の幅、高さ等の出来形が確認できるように測定尺を当て撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	舗装工 (簡易舗装)	上層路盤工	・材料の搬入 ・敷均し、転圧 ・敷幅、敷厚	1 施工箇所毎	・材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。	表層工	・乳剤、砂散布 ・合材の搬入 ・舗設、転圧 ・舗設幅、厚さ	1 施工箇所毎	・乳剤及び砂の散布状況がわかるように撮影する。 ・合材の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・合材の舗設、転圧の状況と併せて使用機種の組合せがわかるように撮影する。 ・出来形管理箇所毎に、舗設幅がわかるように測定尺を当て撮影する。	アスカーブ 区画線	・舗設 ・舗設	1 施工箇所毎 1 施工箇所毎	・舗設作業の状況がわかるように撮影する。 ・舗設作業の状況がわかるように撮影する。	橋梁工	鋼橋各部材 製作	・加工、製作 ・仮組立精度	1 施工箇所毎	・使用鋼材の規格、寸法の検測状況を撮影する。 ・鋼材の切断、さく孔、溶接等の作業状況を撮影する。 ・仮組立検査において、桁の全長、支間長及び主桁、主構の中心間距離、主構の組立高さ等の出来形寸法の検測状況を撮影する。	鋼橋塗装	・塗装厚	1 施工箇所毎	・素地調整前、整前中、完了時の各作業状況を撮影する。 ・各段階別の塗装前、塗装中、完了時の各作業、塗装膜厚検査の状況を撮影する。 ・塗装のためのケレンはケレン前後を対比して撮影する。 ・塗装は種別ごとに、使用前及び完了後に集積して数量が把握できるように撮影する。	鋼橋継手工	・継手精度	1 施工箇所毎	・主桁、主構の現場継手の施工状況を撮影する。 ・主桁、主構の継手部のすき間等の検査状況を撮影する。	支承工	・据付け	1 施工箇所毎	・据付けの状況を撮影する。 ・据付け高さ及び支承の中心間間隔、水平度等の出来形寸法の検測状況を撮影する。	架設工	・架設精度	1 施工箇所毎	・架設全設備及び架設設備の稼働中、据付け等作業の状況が関連してわかるように撮影する。 ・落橋防止装置の取付状況を撮影する。 ・据付け完了後、桁の全長、支間長及び桁、トラスの中心間距離等の出来形寸法の検測状況を撮影する。	・架設支保工	1 施工箇所毎	・支保工の組立状況及び組立完了後の状態(寸法を含む)がわかるように撮影する。	床版工 地覆工	・型枠、足場 ・鉄筋加工、 組立 ・コンクリート打設 ・出来形	1 施工箇所毎	・型枠組立状況(寸法を含む)及び足場架設状況を撮影する。 ・鉄筋員数、径、組立間隔、交点の繫結、型枠との間隔等が確認できるように撮影する。 ・コンクリートの投入打設、締め、突き固め作業の状況及び養生方法等を撮影する。 ・床版の幅、厚さ及び地覆の幅、高さ等の出来形が確認できるように測定尺を当て撮影する。
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項																																											
舗装工 (簡易舗装)	上層路盤工	・材料の搬入 ・敷均し、転圧 ・敷幅、敷厚	1 施工箇所毎	・材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。																																											
	表層工	・乳剤、砂散布 ・合材の搬入 ・舗設、転圧 ・舗設幅、厚さ	1 施工箇所毎	・乳剤及び砂の散布状況がわかるように撮影する。 ・合材の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・合材の舗設、転圧の状況と併せて使用機種の組合せがわかるように撮影する。 ・出来形管理箇所毎に、舗設幅がわかるように測定尺を当て撮影する。																																											
	アスカーブ 区画線	・舗設 ・舗設	1 施工箇所毎 1 施工箇所毎	・舗設作業の状況がわかるように撮影する。 ・舗設作業の状況がわかるように撮影する。																																											
橋梁工	鋼橋各部材 製作	・加工、製作 ・仮組立精度	1 施工箇所毎	・使用鋼材の規格、寸法の検測状況を撮影する。 ・鋼材の切断、さく孔、溶接等の作業状況を撮影する。 ・仮組立検査において、桁の全長、支間長及び主桁、主構の中心間距離、主構の組立高さ等の出来形寸法の検測状況を撮影する。																																											
	鋼橋塗装	・塗装厚	1 施工箇所毎	・素地調整前、整前中、完了時の各作業状況を撮影する。 ・各段階別の塗装前、塗装中、完了時の各作業、塗装膜厚検査の状況を撮影する。 ・塗装のためのケレンはケレン前後を対比して撮影する。 ・塗装は種別ごとに、使用前及び完了後に集積して数量が把握できるように撮影する。																																											
	鋼橋継手工	・継手精度	1 施工箇所毎	・主桁、主構の現場継手の施工状況を撮影する。 ・主桁、主構の継手部のすき間等の検査状況を撮影する。																																											
	支承工	・据付け	1 施工箇所毎	・据付けの状況を撮影する。 ・据付け高さ及び支承の中心間間隔、水平度等の出来形寸法の検測状況を撮影する。																																											
	架設工	・架設精度	1 施工箇所毎	・架設全設備及び架設設備の稼働中、据付け等作業の状況が関連してわかるように撮影する。 ・落橋防止装置の取付状況を撮影する。 ・据付け完了後、桁の全長、支間長及び桁、トラスの中心間距離等の出来形寸法の検測状況を撮影する。																																											
		・架設支保工	1 施工箇所毎	・支保工の組立状況及び組立完了後の状態(寸法を含む)がわかるように撮影する。																																											
	床版工 地覆工	・型枠、足場 ・鉄筋加工、 組立 ・コンクリート打設 ・出来形	1 施工箇所毎	・型枠組立状況(寸法を含む)及び足場架設状況を撮影する。 ・鉄筋員数、径、組立間隔、交点の繫結、型枠との間隔等が確認できるように撮影する。 ・コンクリートの投入打設、締め、突き固め作業の状況及び養生方法等を撮影する。 ・床版の幅、厚さ及び地覆の幅、高さ等の出来形が確認できるように測定尺を当て撮影する。																																											

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表(令和4年10月1日適用)

改 正 後	現 行
<p><b>3. 施工管理</b> (3) 施工管理記録様式について</p> <p><b>2) 材料検取簿(様式-2)</b> ① 使用材料総括一覧表 一覧表の使用数量の確認のため、出荷証明書を監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>3) 品質管理表(様式-3)</b> ① 品質管理総括表 ② コンクリート試験結果表 ③ コンクリート圧縮強度試験結果一覧表 ④ 参考様式 シュミット・テストハンマー成果表 ⑤ <b>道路工品質管理一覧表</b></p> <p><b>4) 出来形管理表(様式-4)</b> ① 出来形管理総括表 ② 構造物管理図表 ③ 平面管理表 ④ 測点間距離、縦断管理表 ⑤ 切取法面・盛土法面管理表 ⑥ 基準高(表層工・路盤工・路床工)管理表 ⑦ 幅員等(表層工・路盤工・路床工)管理表 ⑧ 平面面積管理表(森林整備) ⑨ 植付本数管理表 ⑩ 植栽工出来形管理表 ⑪ 構造物管理表(森林整備) ⑫ 作業路、作業歩道管理表 ⑬ 防火線管理表 ⑭ 本数調整伐、枝落とし管理表 ⑮ 植栽木規格管理表(大・中・小苗木) ⑯ 植栽木規格管理表(植栽A・B) ⑰ 樹木植栽管理表</p> <p><b>5) 工事アルバム(様式-5)</b>(電子納品対象工事は不要) アルバム表紙(背)には、年度、事業名、工事箇所、施工者名を記入する。</p> <p><b>6) 工事打合せ書(様式-6)</b> ① 打合せ日ごとに別業で作成する。 ② 2部作成し、請負者(本人又は現場代理人)が1部、監督員が1部を保有する。</p> <p><b>7) 工事しゅん工検査資料一覧表(様式-7)</b> しゅん工検査時に材料検取簿、品質管理表、出来形管理表等を添付し、監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>(4) その他</b> ① 施工管理に要する費用はすべて請負者の負担とする。 ② 請負者は、工事完了後、速やかにしゅん工届とともに管理図表又は結果一覧表等及び工事記録写真帳を提出しなければならない。 なお、別に監督員の指示がある場合は指示に従うものとする。 ③ 施工管理の実施にあたり、実施要領により難しい場合は、請負者と監督員が協議の上、決定するものとする。</p>	<p><b>5. 施工管理</b> (3) 施工管理記録様式について</p> <p><b>2) 材料検取簿(様式-2)</b> ① 使用材料総括一覧表 一覧表の使用数量の確認のため、出荷証明書を監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>3) 品質管理表(様式-3)</b> ① 品質管理総括表 ② コンクリート試験結果表 ③ コンクリート圧縮強度試験結果一覧表 ④ 参考様式 シュミット・テストハンマー成果表 ⑤ 舗装品質管理一覧表</p> <p><b>4) 出来形管理表(様式-4)</b> ① 出来形管理総括表 ② 構造物管理図表 ③ 平面管理表 ④ 測点間距離、縦断管理表 ⑤ 切取法面・盛土法面管理表 ⑥ 基準高(表層工・路盤工・路床工)管理表 ⑦ 幅員等(表層工・路盤工・路床工)管理表 ⑧ 平面面積管理表(森林整備) ⑨ 植付本数管理表 ⑩ 植栽工出来形管理表 ⑪ 構造物管理表(森林整備) ⑫ 作業路、作業歩道管理表 ⑬ 防火線管理表 ⑭ 本数調整伐、枝落とし管理表 ⑮ 植栽木規格管理表(大・中・小苗木) ⑯ 植栽木規格管理表(植栽A・B) ⑰ 樹木植栽管理表</p> <p><b>5) 工事アルバム(様式-5)</b>(電子納品対象工事は不要) アルバム表紙(背)には、年度、事業名、工事箇所、施工者名を記入する。</p> <p><b>6) 工事打合せ書(様式-6)</b> ① 打合せ日ごとに別業で作成する。 ② 2部作成し、請負者(本人又は現場代理人)が1部、監督員が1部を保有する。</p> <p><b>7) 工事しゅん工検査資料一覧表(様式-7)</b> しゅん工検査時に材料検取簿、品質管理表、出来形管理表等を添付し、監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>(4) その他</b> ① 施工管理に要する費用はすべて請負者の負担とする。 ② 請負者は、工事完了後、速やかにしゅん工届とともに管理図表又は結果一覧表等及び工事記録写真帳を提出しなければならない。 なお、別に監督員の指示がある場合は指示に従うものとする。 ③ 施工管理の実施にあたり、実施要領により難しい場合は、請負者と監督員が協議の上、決定するものとする。</p>

